

福岡市公報

令和7年3月10日 第7127号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市区長事務委任規則の一部改正（第5号）	1
○公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部改正（第6号）	1
水 道 局	
○一般競争入札の実施（公告第9号）	2
交 通 局	
○福岡市交通局庁舎管理規程の一部改正（規程第2号）	3
教 育 委 員 会	
○公職の候補者等が個人演説会等の開催のために使用する公営施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額に関する告示の一部改正（告示第4号）	3

規 則

福岡市区長事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第5号

福岡市区長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡市区長事務委任規則（昭和47年福岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条第55号ただし書中「かなたけの里公園」の次に「、高宮南緑地」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 6 号

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する規則（平成14年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中カを削り、キをカとし、クをキとし、ケをクとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

水 道 局

福岡市水道局公告第 9 号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市水道局契約事務規程第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市水道事業管理者 下 川 祥 二

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管 1 種 A	東区青葉 6、7 丁目地内配水管布設工事	
	中央区六本松 1 丁目地内配水管布設工事	
	博多区那珂 2 丁目地内配水管布設工事	
	早良区曙 1 丁目地内配水管布設工事	
	博多区石城町地内配水管布設工事	
	中央区小笹 5 丁目地内配水管布設工事	
	東区美和台 4、5 丁目地内 No. 2 配水管布設工事	
	東区御島崎 1 丁目地内配水管布設工事	
	東区若宮 4 丁目地内配水管布設工事	
	中央区笹丘 2 丁目地内配水管布設工事（概算数量設計）	
	西区内浜 1 丁目地内配水管布設工事	

管 2 種 B	早良区南庄 6 丁目地内φ500mm配水管布設工事	
管 2 種 C	令和 7 年度東区アイランドシティ地内配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 3 月 17 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

交 通 局

福岡市交通局庁舎管理規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第 2 号

福岡市交通局庁舎管理規程の一部を改正する規程

福岡市交通局庁舎管理規程（平成 4 年福岡市交通事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表工事事務所の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会告示第 4 号

公職の候補者等が個人演説会等の開催のために使用する公営施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額に関する告示（平成 8 年福岡市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 10 日

福岡市教育委員会

第 2 項第 1 号の表福岡市立南市民センターの部第 1 会議室の項演壇の欄及び放送設備の欄、同表福岡市立中央市民センターの部第 1 会議室の項演壇の欄及び同部視聴覚室の項演

壇の欄並びに同表福岡市立早良市民センターの部視聴覚室の項演壇の欄中「無」を「有」に改める。